

<b>案件</b>	<b>令和5年度 第4回 東大阪市図書館協議会 会議概要</b>
<b>日時</b>	令和6年2月8日（木） 午前10時30分～12時
<b>場所</b>	東大阪市社会教育センター 3階 視聴覚室
<b>出席委員</b>	伊藤委員、根井委員、村田委員、森委員、住山委員、川原委員、嶋崎委員、初谷委員、八角委員（9名）
<b>欠席委員</b>	青山委員、片野委員、田中委員、西浦委員（4名）
<b>事務局</b>	中西社会教育部次長、松木社会教育課長、河井同課総括主幹、川端主査ほか 吉本学校教育推進室室次長
<b>指定管理者</b>	八木統括館長、白井永和図書館長、岩城花園図書館長、山内四条図書館長
<b>委託事業者</b>	株式会社図書館総合研究所（廣木氏ほか）
<b>内容</b>	<p>◎開会</p> <p>◎事務局、指定管理者、委託事業者紹介</p> <p>◎会議の成立状況</p> <p>図書館協議会委員総数13名のうち出席委員9名、委任状提出委員1名 東大阪市図書館条例施行規則第14条第6項の規定により会議は成立。</p> <p>◎次長挨拶</p> <p>・今年度、3回の協議会で頂戴した多くのご意見を反映した基本構想原案は、庁内部局による施策推進委員会でも積極的な協力を得ることができた。多くの改善点を指摘され、手直しを重ね、パブリックコメントでお示しできる内容となった。心より御礼申し上げます。</p> <p>◎委員長挨拶</p> <p>・昨年の7月から3回の協議会で、いろいろと議論を重ねてきた。この間、協議会の合間に、委員の皆様のごさまざまな意見について、事務局とも意見交換や調整の機会を設けた。</p> <p>・できる限り委員の皆様の発言や思いを反映できるように努めてきた。本日の素案でご確認され、意見をお伝えいただきたい。ご協力よろしく願います。</p> <p>◎案件説明及び質疑応答</p> <p><b>案件1「第二次図書館基本構想の策定について」【資料1-1】【資料1-2】【資料1-3】</b></p> <p>《事務局》</p> <p>・【資料1-1】の素案は、図書館協議会での意見を含め、事務局で作成した原案を、庁内会議で諮り、パブリックコメントを経てまとめた最終案である。まず、素案の内容の説明を（株）図書館総合研究所よりさせていただく。</p> <p>《株式会社図書館総合研究所》</p> <p>【資料1-1】「基本構想（素案）」を使用して説明。</p> <p>◆前回お示した原案から素案となった。具体的な変更箇所については後ほど事務局より説明する。先に全体の構成、内容のおさらいをさせていただく。</p> <p>◆【資料1-1】をご覧ください、「1はじめに」「2構想の前提」「3市民ニーズの調査」、それらをまとめたのが「4課題と今後の検討事項」である。「4課題と今後の検討事項」には構想の前提で整理した現状や、市民ニーズの調査で寄せられた意見をもとに、課題や今後の検討事項を表でまとめている。以下ポイントをご説明する。</p>

表 17「2-1東大阪市の概要」では、市の特色を活かしたサービスの検討、若い世代が魅力を感じるサービスが必要であり、「2-3-3利用状況」では、市民利用率が低く、利用率の向上が大きな課題となっている。「2-4望ましい基準・同規模自治体との比較」では、同規模自治体に比べて規模は小さいが、市内には本のある施設も多く、それらを活かしたサービスが必要と記載している。

表 18 は市民ニーズの調査から得られた課題と検討事項をまとめている。「3-7総括」は全体のまとめである。図書館を利用しない方が一定数おり、理由としては、「インターネットで情報を得る」「行く時間が無い」「図書館が近くにない」ということが挙げられる。電子図書館は児童・生徒の利用は非常に高いが、他世代ではそもそも電子図書館を知らないという声が多い状況である。また、サービスで充実してほしいものとしては、「本・雑誌等の充実」「カフェ等の飲食ができるスペースの設置」「Wi-Fi 等インターネット利用環境」といった声が多い。新しい図書館にあったら良いと思う機能やサービスについては、「明るく開放的で、居心地の良い空間」という回答が多くあった。子育て層からは、「子どもが騒ぎそうで図書館に行きづらい」という声が多く寄せられている。

◆45 ページに「5これからの市立図書館の方向性とコンセプト」をまとめている。「現資産とデジタルを活用した全域サービス」「訪れたい地域性特色の打出し」「新たな図書館ファンの獲得」という3つの方向性を示している。これらの方向性から、コンセプトを「リアルとデジタルを活かした、地域ごとに特色ある、自然と訪れたい、真の全域図書館サービス」としている。47 ページの図は、永和図書館、花園図書館、四条図書館の3館の特色を強く打ち出していくこと、また、移動図書館と電子図書館は市の全域サービスを支えるものとしてネットワークを構築していくこと、そのほか出張図書館、関連施設、街角図書館、団体貸出により市内に本を多く届け、全域サービスを行うことを示している。

◆48 ページ以降で各館のサービスについて、永和図書館はビジネスに特化した図書館として、「よりアクティブにはたらくために」、花園図書館は「東大阪ならではの文化・スポーツを感じる」、四条図書館では「将来をつくる子どもたちを、まちのみんなで育てる」とし、それぞれに主な取り組みを示している。

◆52 ページ以降は全域サービスとして、電子図書館について示しているほか、移動図書館についても『行財政改革プラン 2020』の見直し対象になっているが、引き続き新しいあり方を検討していくとしている。また、出張図書館、関連施設も活かしながら連携していく旨を記載している。

◆57 ページには読書バリアフリーの取り組みを記載している。58 ページには新しい利用者層を獲得していくための重要な取り組みとして、情報発信、PR 等の強化を記載している。59 ページには IC タグによる資料管理として、四条図書館が新しく整備されるため、IC タグ導入について検討すること、同時に他図書館での導入も検討する必要があると記載している。60 ページ以降は「6-3各世代へのサービス」、表 19 に各世代へのサービスのテーマを記載している。具体的な取り組みは 61 ページ以降にまとめている。

◆「7四条図書館の整備にあたって」では、児童相談所と図書館が複合施設として整備されるため、その相乗効果、連携について大きな考え方を記載している。「7-2四条図書館整備の考え方」では、今後の設計にあたり必要な要素を記載している。

◆最後に実施スケジュールを記載している。すぐには実施できないものもあり、継続的に実施するもの、準備を進めて令和8年度以降に新たに拡充して実施するサービスや、子育て世代へのサービス等の四条図書館が大きく関連するものは、令和 10 年度頃の四条図書館開館に伴って強化・継続していくスケジュールとしている。素案の説明は以上となる。

《事務局》

【資料1-2】「基本構想原案からの主な修正箇所」及び【資料1-3】「パブリックコメント結果」を使用して説明。

◆素案は、2月に教育委員会懇談会で教育委員のご意見を伺い、3月の定例教育委員会の議決を経て決定される。続いて【資料1-2】に沿って、主な修正点を説明する。庁内会議である図書館施策推進委員会での意見を受けて修正を行った部分を抜粋した資料で、左が図書館協議会での意見を反映した社会教育課の原案、真ん中が原案に対する庁内会議での意見、そしてそれを反映した素案が右の文章である。

◆左端の番号1番、はじめにの部分について、原案では旧3市時代の布施市立図書館についての歴史から書いていたが、「図書館年報にも書いてあり、現在に至ってここに記述する必要性を感じない」とのご意見があり、素案では記載しないことにした。

2番、市内7つのリージョン区にそれぞれ1館ずつ図書館を設置する7館構想の記載について、庁内会議で、「第3次総合計画の中ではリージョン区ごとの地域別計画の位置づけはなく、経過としての記載にとどめるのでよいのではないか」とのご意見があり、右の素案のとおり修正した。

3番の、上位計画との関連を示している部分は、各計画の今後の改訂に対応できるよう、計画名の標記に留めた。

4番、学校司書の配置部分は、図書館としての取り組みがわかるよう表現を修正した。

5番の、課題と今後の検討事項の部分について、原案では「図書館の立地や開館時間により利用できない方々への方策が必要」と記述していたが、これらの改善には、図書館増設や24時間化が求められるという意見があったことに加え、立地や時間のみでなく、子ども連れの方等も含めて包括的に表現することとしている。

6番、各館の特色の花園図書館の部分について、ラグビーをメインに記述していたが、現在と今後の市の方向性・方針により「ラグビーだけでなく、スポーツ全体のことを指したほうがよい。」との意見があり、右のとおり修正している。

7番、四条図書館について、原案では、「新四条図書館は『子ども』に特化した図書館として新しく生まれ変わります。」と記述していたが、子どもとその保護者に特に配慮するものの、誰でも気軽に利用いただける施設としたい考えから、「『子ども』というテーマをより強く」という表現にしている。

8番、四条図書館の主な取り組み部分は、外国籍の方に配慮するのは図書館として基本であり、四条図書館の特色として記述することはそぐわないと考え、記載しないこととした。そのほか、複合施設内のゾーンングや児童相談所を訪れる方へ配慮した施設とすることを記載した部分について表現を検討し、右の文章へ修正している。

9番、「複合施設のコセプトを四条図書館の取り組み部分に記述してはどうか」との意見があり、右のとおり記載している。

10番、移動図書館に関し、「今日的な時代背景を踏まえてあり方を検討するべき」とのご意見をいただき、右の文章のとおり、これまでの移動図書館とは別のあり方として、より広く市民に貢献できる全域サービスの方法を探っていく。

11番のリージョンセンターは、「出張図書館を市民に広く呼び掛けると言う意味では、より身近な施設として公民分館を含めて考えておくべきではないか。リージョンセンターのみを記述するのは、限定的な表示ではないか」との意見があり、「出張図書館の対象先の拡充を検討します」と修正した。

12番、世代ごとのサービスのテーマの記載部分では、庁内会議で「子どもから見たときに、図書館は本との出会いや読書との出会いでこれから豊かに成長していくためのものである、というような内容をどこかに入れられないか。」との意見があり、学齢期のテーマに反映した。

13番、専門機関との連携部分については、図書館で専門機関等のサービスを受けられるようにするとしていたが、図書館で実施する情報提供等のサービスの内容に修正した。

最後に14番について、原案では、学校図書館の開館時間の拡大について記述していたが、庁内会議で「市立図書館の支援で開館時間を拡大するのは、あまり現実的ではないように感じる。

開館時間の拡大が、勤務時間外の開館を想定しているのであれば、学校現場は望んでいないのでは。」との意見があり、素案では記載しないことにした。

◆【資料1-3】はパブリックコメントの意見とそれに対する考え方をまとめている。ご意見は4件いただいた。

1件目は、永和図書館の駐輪場について、「幅が狭く置きにくい。自転車置き場を増やして欲しい。」とのご意見であった。近隣にある駐輪場の活用を検討したが、利用条件等の課題があり、活用するには至っていないこと、引き続き、利用環境の改善に向け、検討していくと回答する。

2件目は、「図書館に子ども連れでも入りやすいようにしてほしい。静かな空間を求められる方には自習室のような場所を別に設けてほしい。」等のご意見であった。回答としては、四条図書館では「ベビータイム」の実施等子育て支援に力を入れていること、今後は、児童相談所等との複合施設を予定しており、「子ども」というテーマをより強く推し進めていく旨を回答する。

3件目と4件目は、新四条図書館と児童相談所等との複合施設に関する意見で、複合施設について、ご意見を参考に関係部局と協議しながら、誰もが訪れたいくなる図書館をめざして整備していくと回答する。基本構想についての説明は以上である。

#### 【委員長】

案件1「第二次図書館基本構想の策定について」、事務局と図書館総合研究所から、基本構想のポイントのおさらいと、特に【資料1-2】で、庁内のご意見に対して、素案の表現を修正したということである。基本構想案と修正点は関連しているので、ひとつたりご意見をお伺いしていきたい。

#### 【委員】

移動図書館について、過去の会議からもあまり希望がないように聞こえるが、絶対なくしてはいけないということを私の周辺でも強く言われている。

東大阪市が動かしやすい施設、専用の自動車をと考えていたが、民間企業や複合施設の駐車場等、志のある方の場所を借りるという違った視点もあるのではないかと。

図では、各施設と関係があると描いているが、一方的な矢印である。大学からも図書館に駐車スペースや使用可能な時間帯の申し出があるくらいの関係性になる必要があると思う。皆さんにお伺いしたい。

#### 【委員長】

ひとつたりお伺いして、私のほうで整理して確認するので、後で事務局よりお尋ねの点についてまとめて回答いただきたい。

#### 【委員】

策定の経過もいただき、特に質問はないがありがたいと思った。

原案からの修正箇所について、学校司書の配置の点で、学校司書連絡会等を通じて引き続き市立図書館がサポートをしていただけるということで、丁寧に関わりの記述を訂正していただいた。

14番の学校図書館の開館時間の拡大についても、現実の学校の勤務時間も考慮し、その中で実現可能な範囲での開館時間をいろいろと検討いただいた。

精査された部分については、校園長会を通じて伝えていきたい。

#### 【委員】

就学前のお子さん及び親御さんと高齢者の、幅広い図書館利用は無理ではと感じている。リージョンセンターでは、児童図書と一般図書の蔵書は区分されていて、児童図書の方はそこそこのやかましさである。図書館は落ち着いた環境づくりをメインとすべきと思う。

【委員】

基本構想として非常に良いものになったのではないかと思う。

先ほど委員がおっしゃったように、コンセプトの中核は 47 ページのマップだが、矢印で大学図書館との連携が示されているが、東大阪市から具体的な連携の話は、少なくともこの 10 年、一度も聞いていない状況である。もちろん大学からも働きかけるべきかもしれないが、そのあたり実現させていければと思っている。

【資料1-2】の修正箇所、素朴な疑問が2点ある。まず、5番の「図書館の立地や開館時間により、利用できない方々への方策が必要」について、実現不可なところにつながるとの意見で削除ということだが、これが電子図書館の拡充の必要性にも結び付いており、移動図書館にも関わっていると思うので、単純に実現不可ということで削除というのは、少しどうなのかという疑問である。

もう1点、8番で「洋書は外国籍の方だけのためではない」というのはその通りで、外国籍の方に配慮するのは図書館として当たり前ということもそうだが、当たり前だから書かなくても良いほど、図書館として対象者への配慮を行っているかということが、少なくともこの基本構想の中で一度も話題に出ていない。これはどこかになくて良いのかと思った。

【委員】

素案自体、やりたいことが読んだ方に分かるようになっていて素晴らしく、見やすいと思った。

先ほど委員もおっしゃったが、【資料1-2】の8番の部分に関して、私も同意見である。洋書という書き方をしているので、外国籍というイメージだと思うが、以前協議会で、アンケートをとる際に、外国籍のお子さんを持つ親御さん等に、日本語のみでアンケートを実施しても良いのかという意見があった。現に東大阪市で3~4%ほどいらっしゃることや、協議会でも意見が出ていたので、日本語を母語としないという意味での外国語の関連図書、あるいはそのサービスを取り込んでいくことを図書館構想のどこかに書くべきではないかと感じた。

もう1点、移動図書館について、予算の問題もあるが、重要なものと考えている。【資料1-1】の14 ページの表3、移動図書館の貸出件数は、両分室をしのいだ数となっている。多くの利用者があるという現状の中、規模を縮小するといったことを含めて考える必要があるのではないか。割合的には、移動図書館をよく利用している、あるいは図書館に行けないという人はたくさんいるので、そのまま1台でもあって、そこが居心地良くなるのであれば、むしろそれが東大阪市の一つの売りになるのではと感じた。

移動図書館に関していくつか案が出ていたが、そうした意見が反映されれば良いと感じた。

【委員】

以前にも提案したが、市政だよりも新しくなり、月1回の発行のためページが増えたのだが、毎号、定位置に図書館関連の記事を載せていただきたい。

移動図書館の話が出ているが、今までなかったところに来てほしい。私の地域は高齢化率がすごく高く、徒歩でしか行けないという方がほとんどである。

また、基本構想はよくできていると思う。特に 47 ページは分かりやすくて良かった。

【委員】

私も、この図書館協議会には、10 年ぐらい出席しているが、次から次へといろいろな課題があった。今回の構想もいろいろご苦労があって作られたと思う。

車でないと行けないようなところには必ず、移動図書館の駐車スペースをとって実施してられるようである。やはり移動図書館は、なくすべきではないと思うし、車が老朽化しているのはよく分かるが、ほかに対策があるのかが問題である。この軽自動車の移動図書館の資料を見て、こ

れで予約の分だけでも対応できると思うので、実施すればいい。

私は文化芸術審議会にも出席しているが、その座長がいつも、公立図書館は無料の貸本屋になってはいけないということをおっしゃられる。私も今回、いろいろ書いていただいているので、いいのではないかと思います。

#### 【副委員長】

皆様の手元に配った、移動図書館車の資料を見ていただきたいのだが、これは図書館流通センターの軽自動車の移動図書館車で、LiBOON というものである。本は 500 冊しか積めないが、両方に棚があって、棚と棚の間が狭い通路になっていて、そこにも本を積むことができる。小型だが、本を運ぶ車として使えるし、移動図書館としても、それなりに仕事ができると思う。この車は1台約 500 万円であり、宝くじの助成金も使えるので、もっと安く買えると聞いている。

この間、これまでの修理費等をお聞きしたが、既に 500 万円以上かかっているとのことである。ならば、このような車をとりあえず1台でも、利用が増えてきたら追加で、私は買ってもらいたいと思う。それでももう少し細かく、市内に本が運べるようになるといい。

大学の図書館は、大学の勉強のための本が中心で、娯楽的な本等は入っていない。せっかく大学が多いまちなので、大学と協力する形として、大学図書館の近くに停車してサービスしてもらうのもいいのではないかと。今回の基本構想、移動図書館について、私はとにかく、なくなるというよりは新たなあり方を検討するということに期待したい。

#### 【委員長】

皆様からいろいろなご意見が出ていますが、まず、コンセプトに関わる場所かと思う。全域サービスに関して、この図も含め、冒頭委員がおっしゃった、ほかの施設等への出張図書館や、移動図書館の活用によるきめ細かなサービスについて、どのようにお考えになるかというのが1点目である。

2点目は、2名の委員からもご指摘があった、外国籍の方々の問題である。また、特に修正の5番のところで、立地や時間帯、時間帯については 44 ページに、休日や平日夜間についての希望が書かれているのだが、そういった状況の中で、「図書館の立地や開館時間により利用できない方々への方策が必要」という文言を消してしまっているのだろうかという、ご指摘があった。外国籍あるいは日本語を母語としないの方々についての配慮、あるいは今の立地、開館時間等により利用の困難な方々への問題について、どう考えるのかというのが2点目である。

特に今の2点の問題をどうお考えか、あるいは今後この基本構想を活かしてこうしていきたいという抱負も含めて、お話をいただけたらと思う。

#### 《事務局》

移動図書館に関しては、現在のサービスを見直すという記載をしている。小型車については、過去にも協議をしているが、移動図書館以外の用途についてもご意見をいただいている。車を市が保有するかどうかを含め、現状我々としては、さまざまな調整の中で、代替という形が取れば一番いいと思っている。答えが原課だけでということではないのだが、今、当然利用されている方がおられるという認識を持っていることは、以前のご質問でもお伝えさせていただいている。

#### 【委員長】

1点目については、それ以外にも矢印の双方向性、いろいろな施設との連携はどうするかということが含まれている。

《事務局》

連携に関して、以前からさまざまな施設を挙げさせていただいているが、実際なかなか進んでいない。電子図書館の利用案内等、過去に一度機会をいただいたこともあるのだが、今後も引き続き行っていきながら関係性を築いていきたい。

【委員長】

前回も、矢印だけではなく具体的にどう連携するのか、というご意見はあった。まずはこの図に載っている施設、これらに加えて、企業や他の志ある方々との連携の可能性なり手順が必要である。実際、例えばいろいろな記念館や大学は、それぞれの方針・ルールで運営しているので、どういった連携の手がかりや窓口があるのかという整理を含め、進める必要がある。

まず1点目について、移動図書館の問題等はどうか。

調整の中で代替も含めて検討していきたいということなので、今日配付された参考事例も含め、教育委員会のみで解決しない問題があるということも今までお聞きしているが、引き続きここが実現するように、そして、実際、今の車が運行上のリスクがあるということなので、いい方向に持っていけたらと思う。

【委員】

図書館とは関係ないが、市内の公園でフリーマーケットを運営している。数年前までは、市立公園の使用は、一個人では無理だったが、NPO や商店街等の団体には、最近よく貸してくれるようになった。この LiBOON のサイズ感だったら、ポールを一本下ろすだけで、人が集まる市内の公園に入れる。外部と交渉するのが難しいなら、内部の公園の管理課と交渉すれば、市内全域に展開できるのではないかと感じた。

LiBOON はネーミングが可能と書いてあるので、ネーミング権を売ったり、会社に協賛をもらえばいい。

ニーズは必ずある。委員長がおっしゃったように手順、プランを作って段階を踏んで進めていただきたい。

【委員長】

草津市の廃川跡を活用した公園があり、先日別件でヒアリングに行った時に、市立図書館の移動図書館が来て熱心に活動されていたのを拝見した。ネーミングライツの話もあったが、最近いろいろな施設に名前をつけることについて開かれたものになってきているので、そういった可能性もあるのではないかと思う。

次に2点目に関してはいかがか。

《事務局》

外国籍のお子さんやご家族について触れている箇所がないという点については、再度どう取り入れるか構成を含め検討できればと思う。

【副委員長】

外国籍の方、日本語が母語ではない方に対するサービスというのは、基本サービスなので、入れるとしたら、基本構想の 57 ページ、58 ページのあたり、読書バリアフリーと情報発信の間ぐらいかと思う。そこに外国籍の住民のための図書館サービス、多言語・多文化サービスについて、一言入れておくと、今後考えていく際の道標になるかと思う。

【委員長】

もともと四条図書館のところで、外国籍の子どもたちの話になり、ここに文章が入ったが、各委員が言われたように、全体にかかる大事なサービスとして書くべきところに書いた方がよい。

もう一つ大事な点は、5番の修正箇所、これまでの経過として3館に転じた時から、この広い市域をこの館数で全てカバーできにくく、立地や開館時間で利用できない方々がいるというのは、もう事実である。すぐに図書館の増設や開館時間の拡大という話になるので書くのは避けた方がいいというのは、やはり、庁内会議も図書館施策の推進委員会なので、推進する方向で考えていただくとするれば、まずはそういう方々の存在を認識し、削除せずにこの一行は残した上で、方策は総合的に考えられないか。その中で、これまで行き届いていない、目配りができていないところを見ていく。実際、データとしても非常に利用が多いということもあるので、この一行をまとめて全部削除というのは少しもったいない話と思う。

《事務局》

特に立地という場所、時間という部分については意見をどう取り入れるかということがある。図書館としても、指定管理になった段階で開館時間、曜日は拡大している。記載の有無に関わらず、図書館が存在する限り出てくる問題だと認識している。

《事務局》

この5番の項目のみだと、全て削除という情報のみになっているが、42 ページ下段の、「3-2 一般市民」の項目の中の二つ目に、「図書館を利用しづらい方々の方策としても」という文言を入れており、閉館時間や立地の関係で利用しづらい方も包含した内容として、ここに収めることを、現時点で考えている。ただ主語の部分が、電子図書館がそれを補うという内容になっている。電子図書館で全て賄えるかという問題の認識はありながらも、現時点での、考える方策としては、電子図書館を、代替とまでは言わないが、フォローするような手法として打ち出しているということで、こういった記載としている。

【委員長】

意見をおっしゃった方のことを考慮するのであれば、今の図書館の場所、時間帯等多少表現を変えれば済む話だと思う。42 ページの記載箇所を賄う、電子図書館で全て代替するのは実際にはできないと思う。徒歩圏でないとアクセスしがたいという方々に、多世代への普及を図る必要があると書いてあるが、電子図書館のみでこの利用しづらい方への対策を担保しようとするのはどうかと思う。

今の事務局の話では難しいということだったが、委員の意見も踏まえ、ここで削除するなら全体に関わるものとしてどこかで利用困難者への対策を講じるという文言が必要かと思うがいかがか。

【委員】

今のお話を聞いているかぎりでは、ますます、この文言を残した方がいいのではないかという気がした。少なくとも、これを削除するという納得できる説明にはあまり聞こえなかった。

【委員】

同感である。電子図書館でカバーするというのは、おそらく難しく、利用者がもともと少ないということも含めてだが、アンケートを取った時に、こういう図書館が欲しいというのを、結果で見ている、常に場所として行きたい、誰かと関わりたいという形の図書館の希望が多かった。電子上でテキストが読みたい、情報がほしいというよりは、滞在する、家から外に出て社会と関わる場



所としての図書館のニーズというのが、少なくとも図書館を利用したい方々の中ではある。図書館に行けないというのは、それ自体が様々な理由で社会とつながりを持つことが難しくなっている人たちだと思うので、私もやはり、独立させて図書館全体に関わるものとして記載した方がいいと考える。

#### 【委員長】

協議会として意見が出ているということでご理解いただけたらと思う。

【資料 1-2】に記載の修正について、以上のようなご意見が出た。個人的には6番について、ラグビーが消えてしまうがこれは本当に良いのか。庁内の意見はラグビーだけでなくということである。ラグビーが東大阪市の金看板の一つになっているので、「ラグビーをはじめ、スポーツに関する」というくらいに、ラグビーのまち・東大阪を、多少意識して残さなくて良いのかというのは気がかりである。

また、8番について、特に今回の四条図書館は、過去からの経緯を考えると旭町から移転し、周辺に図書館拠点施設が少ない地域になっているので、一番左の「周辺には図書館拠点施設がないことから、周辺の一般的な図書館利用者にも配慮した蔵書構成を検討します」が右側の修正案で消えているが、この部分は残しておいたほうが良いのではと思う。それはもう意見として申し上げておく。

それでは、案件1「第二次図書館基本構想の策定について」は、ひとまず以上のようにさせていただく。また、何か思いがあれば、最後におっしゃっていただけたらと思う。

では次に案件2「図書館基本構想に係る施策の進捗状況について」図書館より報告をお願いする。

#### 案件2「図書館基本構想に係る施策の進捗状況について」 資料「図書館施策の実施状況」

資料「図書館施策の実施状況」を使用して説明。

#### 《市立図書館(統括館長)》

図書館での実施状況についてご説明させていただく。

本日、お手元に配布の資料について、重点的な施策として取り組んでいるのが、電子図書館、学校連携、子育て支援、ビジネス支援と、現状の基本構想の中できている。本日は主に電子図書館と学校連携について、重点的に説明をさせていただく。

◆ひがしおおさか電子図書館は令和3年4月にスタートし、今年度で3年目になる。初年度に発生した、借りることのできる本がない等の問題も、定期的にトップページを入れ替えて、貸出可能な本をわかりやすくしたり、読み放題コンテンツを導入、またその数を拡大することで、問題にも対応してきた。それにより、学校利用において、特に閲覧回数が前年同月比で 165%の伸びとなっている。来年度は、調べ学習にも活用できるものも含めて、読み放題コンテンツの更なる拡大を図る予定である。

小学校では利用が伸びているが、中学校での利用がなかなか伸びておらず、中学校での利用促進のため、中学生向けコンテンツの選定や中学校での使い方講座等も検討してまいりたい。

◆また、一般の利用があまり伸びてないというお声もある。東大阪市民ふれあい祭り、HANAZONO EXPO、地域ふれあいの集い等、東大阪市内の大きなイベントにて出張図書館を実施し、その中で電子図書館を体験いただく機会を設けており、じわじわと一般市民の方々にも電子図書館の存在を認知していただくように、取組を継続していく。令和6年3月に、委員からご紹介いただいた東大阪市民文化芸術祭でも、電子図書館の体験会を実施する予定で、さらに高齢者の方々にも電子図書館の便利さというのを認知していただければと思っている。

また、副委員長からもお話があった、大学図書館での活用について、現状、紙の本を持っていく

出張図書館は、なかなかしづらいところであるが、電子図書館であればタブレット等を持ち込んで、直接体験・説明させていただくことも可能かと思うので、各大学と調整して、大学生向けの電子図書館体験会も実施させていただければと思っている。

一般向けの広報活動としては、さらに東大阪市の広報番組「虹色ねっとわーく」にて「使ってみませんか？ひがしおおさか電子図書館」というテーマで取材をいただき、6月26日から一週間、放送された。この映像は現在も東大阪市の公式 YouTube チャンネルで視聴可能となっている。出張図書館等の取組において、この映像の URL 等を紹介し、さらに広報活動を進めたい。

◆学校連携については、学校図書館の蔵書を補完して授業での図書活用を図るため、団体貸出を促進している。令和4年度は31校にご利用いただき、約7,300冊の貸出となっている。令和5年度は12月末時点で、利用校数24校、全体で6,394冊の利用となっている。少し予定を下回っていたが、1月の貸出状況を見ると、約2,000冊の貸出があったため、今年度も、前年度を上回る利用冊数となっている。ただ、利用校数が少し減っているため、引き続き学校司書や学校図書館の担当教職員の方々には、並行読書用の資料のみではなく、調べ学習用の資料もあるということで、その活用をアピールしてまいりたい。

学校司書連絡会にも引き続き参加させていただいており、5月10日開催の第1回学校司書連絡会では「本の修理講座」を、11月29日開催の第3回学校司書連絡会では「図書館を使った調べる学習」をテーマに講座を開催した。さらに1月12日には専修大学の野口先生をお招きして、学校司書との交流会を開催し、「これからの学校図書館を考える」というテーマで講演をいただいた。今年度については、学校図書館担当教職員の方々へのアピールということで、1月24日に令和5年度東大阪市長立小学校図書館教育研究会総会が、枚岡西小学校で開催され、「図書館を使った調べる学習」をテーマに講演させていただいた。教職員と学校司書との連携や学校図書館と市立図書館の連携、そして電子図書館の活用について説明をさせていただいていた。

また学校図書館及び市立図書館の利用促進及び子どもたちの調べ学習能力の向上を図るため、今年度7月21日より、「第1回 東大阪市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催した。市内18校から87人のご応募をいただき、その中から優秀な作品を選定し、7校9作品に対して賞を授けた。10月28日に花園図書館3階視聴覚室において、この9名の方々の表彰式を開催した。来年度以降もこのコンクールは実施するが、参加者を増やすために、広報を強化するとともに、児童・保護者向けの説明会、あるいは作品作成のためのミニ講習会等も開催し、引き続き学校図書館及び市立図書館の利用促進を図りたい。

◆子育て支援、ビジネス支援については、まだ不十分なところがあるが、令和4年度と同様の施策を実施しながら、本日提示のあった、新図書館基本構想に基づいて、さらに取組を促進させていければと考えている。簡単ではあるが、現状の図書館の取組状況を報告させていただいた。

#### 【委員長】

案件2「図書館基本構想に係る施策の進捗状況について」の報告に関し、何かご質問はあるか。

#### 【委員】

電子図書館について、講習会も実施すると書いてあったが、市政だよりに掲載したらすぐに集まると思う。皆さんすごく知識欲があり、新しいことに取り組みたいという考えをお持ちである。

携帯電話会社が、公民館で携帯電話の使い方を教える、となればもうすぐに埋まる。公民館に出向かれるのもいいが、それが大変であれば、永和図書館等、駅に近いところの図書館で実施すれば良いと思う。

#### 【副委員長】

「図書館を使った調べる学習コンクール」の優秀作品は、本人に返却するのか。例えば、次年度

の参考として展示して見ることができるのか。受賞者も展示されるとすごくうれしいと思う。そのあたりのことを教えていただきたい。

**【委員長】**

先ほど委員がおっしゃったことも含めて、どうぞ。

**《市立図書館(統括館長)》**

市民向けの体験講座等は、今年度は、新たな取り組みということで、予想がつかなかったため、小規模な形で開催し、市政だよりも載せ、何名かにご参加いただいた。イベントを実施した経験から言うと、結構スマートフォンを操作することのハードルが高いこともあり、来年度以降、できれば講習会を増やしていき、同様に市政だよりで広報していく。

**【委員】**

チラシを作ってほしい。公民分館等に置いてもらえたら、皆さん見ると思う。

**《市立図書館(統括館長)》**

市政だよりには、イベントの記事は載せるが、月1回になり、なかなか探していただきにくいというのは感じている。

図書館内でのチラシ配布は、図書館利用者には伝わるが、そもそも電子図書館は、図書館未利用者にもご利用いただきたいため、先ほどお話をいただいた、公民分館での配布等、こういう場所で配れば、もっと高齢者の方に見てもらえるというご意見をいただきたい。また、副委員長からお話があった受賞作品だが、現物は本人に返却するが、作品をスキャンや写真撮影をし、PDF化したものを印刷して、内容が見られるようなレプリカを作った。それを12月下旬から1月下旬まで、各館で展示をさせていただいた。東大阪市のコンクールというのは、地域コンクールという位置づけになり、主催している図書館振興財団が、各市町村の優秀作品を集めて全国コンクールを開催している。全国コンクールでの入選作品のレプリカもあるので、来年度以降、そのあたりも含めて、作品を作られる方の参考として各図書館で展示していきたい。

**【委員長】**

ぜひ、委員の意見も反映して、進めていただけたらと思う。

次に案件3「その他」の報告事項について、事務局から現状の報告をお願いする。

**《事務局》**

2点報告する。

第3次子ども読書活動推進計画については、12月に、庁内、教育委員への報告、説明をした。今後は、最終2月庁内会議で計画案を確認し、教育委員への報告後、決裁を経て令和6年3月末、策定の予定である。

また読書バリアフリー計画は、令和6年3月、福祉部で策定予定の「第7期東大阪市障害福祉計画・第3期東大阪市障害児福祉計画」の中で、第二次図書館基本構想の読書バリアフリーの項目を前提に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する方針」等が記述される予定である。

**【委員長】**

今の報告事項についてのご質問はあるか。

予定案件の3件、議論が終わった。

本日、第4回の図書館協議会になるが、先ほどご意見をいただいたように、第二次基本構想案がここまでまとまり、コンセプトも、いろいろと練って今のような形になっている。先ほど委員から

もお話があったように、文章をきれいにまとめただけでなく、内実を伴ったものになるように、特に最後に、各委員のご意見も含め三点申し上げる。一つは今回、ずいぶん電子図書館の問題も議論があったが、やはりリアルとデジタルをバランスよく併用していく、両方をうまく使いこなしていくことが必要かと思う。片方で片方が全て代替できるという関係には、まだとても至っていない。二つ目は、全域の図書館サービスについて、以前も申し上げたが、地域的な全域だけではなく、いろいろな領域も含めて、市民の課題の隅々にまで対応できるような図書館というイメージをしている。それが実現するためには、委員からもご指摘があったように、この図で列挙した、市内の施設・機関との連携が本当に大事なので、具体的に進むように、これから協議会でも話題にしたり、あるいは事務局でも先ほど申し上げたような手順を考えていただく必要があると思う。

最後に、やはり落ち着いた空間としての図書館の大切さについて委員からご意見があったが、「自然と訪れたいくなる」という言葉の中には、社会や人とのつながりの場として、大切な図書館というイメージもある。だから、訪れたいくなる、居心地の良さという言葉に込められた、今のような意味合いを酌み、施策を進めていただきたい。

ここまでまとめたのも、各委員の皆様方の積極的な発言や意見交換、それからこの間、事務局の方で、回答の整理等をしてくださったおかげかと思う。

何よりも、この基本構想案を文案として整理していく上で、図書館総合研究所の皆様方には、ずいぶんとお骨折りをいただいた。そして最後になったが、実務の状況を反映して、この基本構想を実現していく上で、これからも一番、大事なお立場にあるのが、統括館長をはじめ、各館長の率いておられる各館の皆様だと思うので、ぜひ、この第二次基本構想の心が具体的に活かされていくように、期待させていただきたいと思う。

以上で、令和5年度の第4回東大阪市図書館協議会は終了とさせていただきます。これで事務局にお返りする。

#### 《事務局》

委員長、ありがとうございました。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。以上で終了とさせていただきます。

#### ◎閉会

以上